

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年10月15日
【事業年度】	第46期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1040
【事務連絡者氏名】	執行役員 河本 俊之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月26日に提出しました第46期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

注記事項

（連結損益計算書関係）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

【注記事項】

（連結損益計算書関係）

（訂正前）

9 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内1件 アジア1件	遊休資産	建物及び構築物、土地	277

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

遊休資産については、継続的な使用が見込めなくなった土地、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失277百万円として特別損失に計上しております。なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、売却見込額により算定しております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内2件 アジア2件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地	127

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

遊休資産については、継続的な使用が見込めなくなった土地、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失127百万円として特別損失に計上しております。なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、売却見込額により算定しております。

(訂正後)

9 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内1件 アジア1件	遊休資産	建物及び構築物、土地	277

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

遊休資産については、継続的な使用が見込めなくなった土地、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失277百万円として特別損失に計上しております。上記減損損失の内訳は、建物及び構築物202百万円、土地75百万円であります。なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、売却見込額により算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内2件 アジア2件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地	127

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

遊休資産については、継続的な使用が見込めなくなった土地、建物等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失127百万円として特別損失に計上しております。上記減損損失の内訳は、建物及び構築物53百万円、土地29百万円、工具、器具及び備品24百万円、その他19百万円です。なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

正味売却価額は、売却見込額により算定しております。